

—名張市行財政経営—新プログラム—

市政—新プログラム



平成15年3月
(平成17年6月一部見直し)

名 張 市



名張市行財政経営一新プログラム

市政一新プログラム 目次

・ はじめに	2 P
・ 改革の背景	3 P
1．厳しい財政状況	
2．地方分権の進展	
3．行政規範の変化	
・ 理念及び目標	7 P
・ 基本的な考え方と取組	9 P
・ 改革内容	15 P
1．改革項目	
2．改革目標期間	
・ 推進体制	25 P
参考資料	27 P
・ プログラム策定経緯	
・ 名張市行政改革推進委員会設置条例	
・ 名張市行政改革推進委員会運営取扱規程	
・ 名張市行財政経営一新本部設置要綱	
・ 市政一新市民会議委員名簿	
・ 用語の解説	

．はじめに

長期にわたる経済の低迷や国際化、少子高齢化社会の到来、危機的な国・地方の財政状況、情報化の進展、人々の価値観の多様化等、様々な面でこれまでの仕組みが大きく変わる、社会規範に変化が生じてきています。

地方行政においても、地方分権一括法の施行による地方分権の進展、市町村合併の全国的な展開、危機的な財政状況からの改革への要請等、かつてない大変革が起きています。

このような時代背景にあって、さらに本市では、人口増の鈍化や市税の伸び悩みの中、都市基盤整備や福祉施策等諸事業を推進してきた結果、急激に財政の硬直化が進み、極めて深刻な事態から昨年9月、「財政非常事態宣言」を発するに至り、厳しい状況から脱するための必死の努力を行っています。

厳しい財政状況から脱し、市民の福祉の増進を図り、幸せを実現するためには、今こそ市行財政の大改革が必要であり、このため、改革の考え方、期間、方法等を明らかにし、計画的に改革を即時実行しなければなりません。

このため、本市では昨年、市役所に市長を本部長とする「市政一新本部」と市民の各界代表と公募委員からなる「市政一新市民会議」を設置し、十分な論議と協議を尽くし、改革の道しるべとなる、新しい行政改革大綱「名張市行財政経営一新プログラム 市政一新プログラム」を策定しました。

プログラムでは、業務の減量化、削減の観点はもちろんのこととしながら、市民と行政の協働、行政に民間の経営手法を取り入れるニュー・パブリック・マネジメント等の考え方に基づいて、行政の仕組み、規範そのものの転換を図ることを主眼としています。

今こそ、この改革によりまず職員ひとり一人が変わらなくてはなりません。市役所が変わらなくてはなりません。市行財政経営一新「市政一新」を合言葉に、新しい時代の風を受け、新しい考え方で市役所を改革していきます。

そして、限られた財源の中でサービスの維持・向上を図る、効率的で小さな地方政府を目指し、真に「市民の幸せ」を実現する自治体、元気ある「名張市」を目指し、行政と市民が一丸となって改革を推進する決意をしなくてはなりません。

．改革の背景

改革を進めるためには、まず、今なぜ、改革が求められているか、私たちの市の置かれた環境、背景を十分認識する必要があります。

次の3つを重要な要素としなくてはなりません。



1 ．厳しい財政状況

(1) 国・地方の状況

わが国の経済は、バブルの崩壊以降、数次の経済対策にもかかわらず、依然として厳しい状況を脱せず、かつての右肩上がりの成長を前提とした経済構造は、もはや期待できないと言われていています。

これらの中で、国や地方の財政は、税収の低下が著しく、一方で経済対策を長く続けた過程で、多額の借入金残高を抱え、平成14年度末では借金がおおよそ700兆円にも達するなど、厳しい状況となっています。

このため、国では構造改革を進めるための、いわゆる「骨太の方針」の策定や、自治体との関係では、分権や市町村合併の推進、国と地方の役割分担としての業務の見直し、国庫補助金・地方交付税の見直し、税源移譲の諸施策が推進されようとしています。

これらの改革は、自治体に真の自立と効果的・効率的な運営を求めるものですが、自治体側からすると、総じて更に厳しい財政運営を迫られることを認識しなければなりません。

(2) 名張市の状況

国・地方を通じて厳しい財政運営が行われている中、本市では、平成14年9月18日に「財政非常事態宣言」をするまでの厳しい状況に至りました。

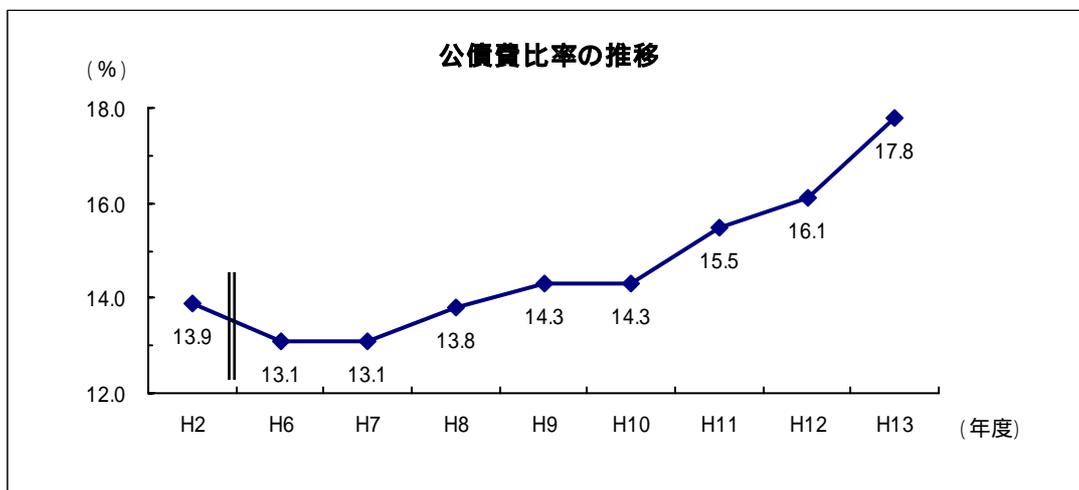
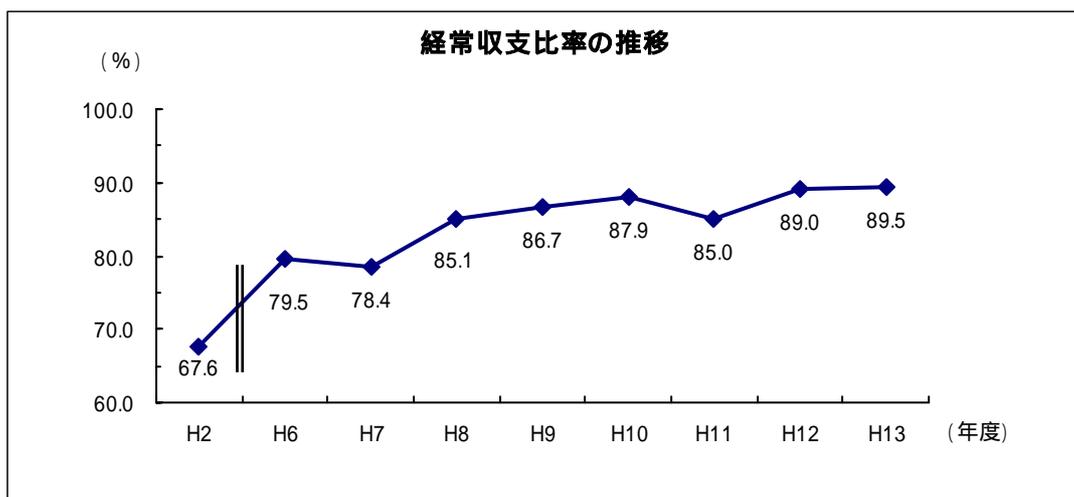
これまで、高度・多様化する市民ニーズに対応するため、都市基盤整備をはじめ福祉、医療、産業、教育、大学誘致と幅広く事業を推進してきました。その結果、管理的な経費や公債費等が増大し、長びく不況や人口増の鈍化による市税の伸び悩みの中、急激に財政の硬直化が進み、極めて深刻な状況に直面しています。

平成14年度末には財政調整基金の全額取崩しを余儀なくされ、平成15年度以降は、毎年多額の財源不足が見込まれる厳しい状況にあります。

このような、危機的な財政非常事態を打開するため、財政健全化への緊急対策を講じたところですが、今後もこれまでの公共的サービスのあり方のままでは、もはや財政的に支えきれない状況になりつつあることを認識し、今こそ行政を根本から見直し、システムの転換、簡素・効率化による改革を断行しなければなりません。

《主な財政指標の推移》

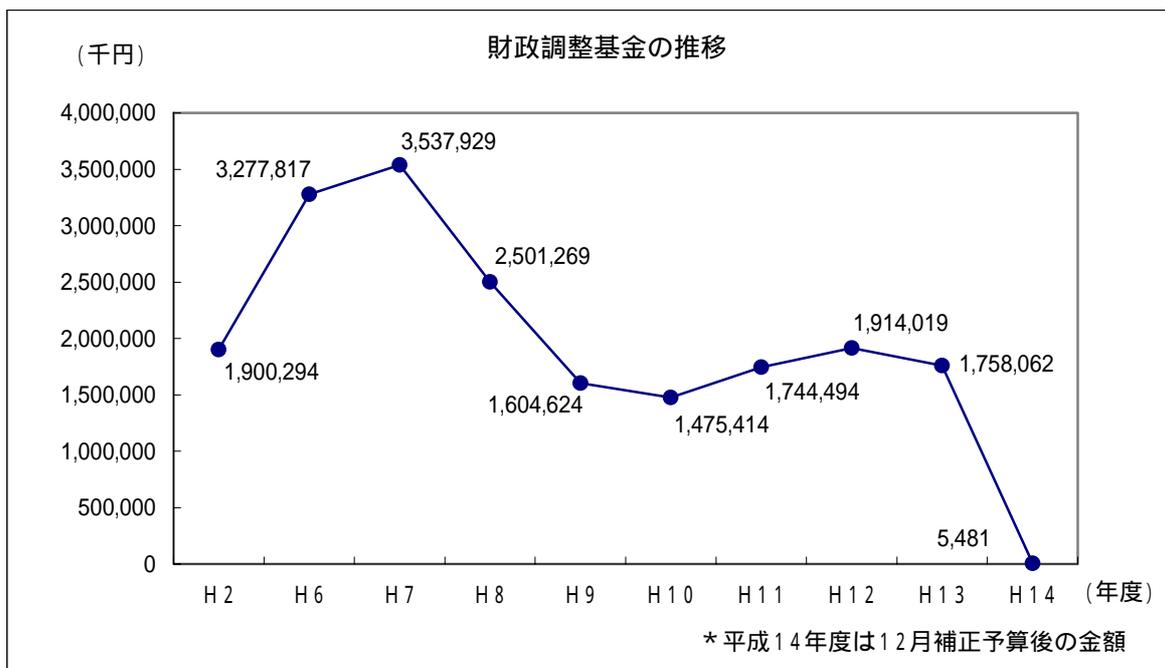
経常収支比率・公債費比率の推移



「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を比率で示したもので、収入に対して人件費や公債費といった毎年必ず出て行くお金がどのくらいの割合になっているかを示す値であり、75%程度が適正な水準と考えられています。名張市における経常収支比率は、平成8年度以降85%を超える高い水準で推移しており、平成13年度には89.5%になるなど財政の硬直化が進んでいます。

また、「公債費比率」は、公債費の一般財源に占める割合を示すもので、15%を超えないことが望ましいとされています。名張市では、平成13年度には17.8%となっています。

財政調整基金年度末残高の推移



「財政調整基金」とは、財政運営の収支不足に備えた貯金（使い道が限定されない一般財源）であり、名張市においては、平成7年度末に約35億4千万円であった残高が、市立病院の建設、皇學館大学の誘致、中央西土地区画整理事業、斎場建設事業等、主要事業の推進に伴う基金の取崩し等により、平成14年12月補正予算後には、約550万円にまで減少しており、平成14年度末には財政調整基金が枯渇するという厳しい状況にあります。

2 . 地方分権の進展

明治維新、戦後改革につぐ「第三の改革」といわれる、地方分権改革が実地段階に入っています。

平成12年度よりいわゆる「地方分権一括法」が施行され、国と地方は、これまでの「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となり、新たな体制を構築する必要があります。地方の行政は、住民により身近な地方公共団体が担う、すなわち、

自分で決める 「自己決定」
決めたことは自分で責任を持つ 「自己責任」
総合的に、将来的に持続... 「自己完結型」

の自治体を目指さなくてはなりません。

また、地方分権の進展に対応して、住民自治を一層推進することが求められています。本市では、かねてから進めている、地域の「まちづくり協議会」の活動を更に発展させることをはじめ、今後とも住民が行政に広く参画できる体制を目指し、自己決定・自己責任の原則に基づく自治を実現していくことが、これからの課題となります。

3 . 行政規範の変化

厳しい財政状況、地方分権の進展等から、行政規範に変化が生じています。

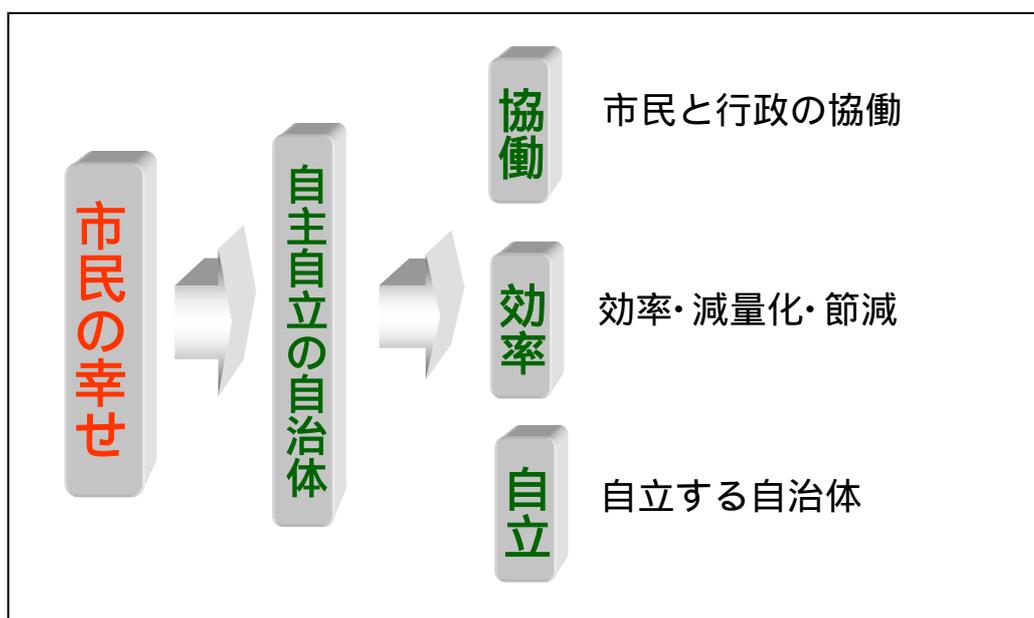
行政が多くの公共サービスを担う時代から、市民、地域、団体や企業等、多様な人々が、行政への参画と役割分担を担う協働の行政の進展
行政へ民間経営の手法を取り入れることにより、成果を重視しながら効率化を追求するニュー・パブリック・マネジメント理論による各種手法の導入
ITの進展による業務の根本からの転換 等

従来の考え方を革新・一新する改革を実施しなければなりません。

．理念及び目標

背景を受けて改革を進めるためには、改革を行う基本的な考え方、理念及び目標をしっかり持ち、何のための改革かを見失うことがないようにしなければなりません。

改革の真の理念及び目標を、以下のとおりとします。



市民の幸せ

改革、市政一新の真の目的は、「市民の幸せ」の実現の一言に尽きます。改革のみならず、行政全般の推進にあっても同様のことです。

およそ人々は、幸福を追求し、福祉の増進を求め税金を納め、その施策・事業・業務を地方自治体に負託しています。自治体の第一の目的は、その負託に応えることであり、市民福祉を総合的に増進することです。

様々な改革にあたって、何のために行うか、究極は「市民の幸せ」の実現のために行うことを、十分認識しなければなりません。

経済が停滞している時代、財政状況が厳しい当市の今の時代、行政の仕組みを根幹的に転換させ、明るい未来、元気な名張市を目指し、改革、市政一新を進めていかななくてはなりません。

自主・自立の自治体

真の目的を自主的に、自立して、総合的に実現し、これらを将来的に継続できる自治体を目指す必要があります。

そのため、以下に示す「協働」「効率」「自立」を基本的な理念・目標とします。

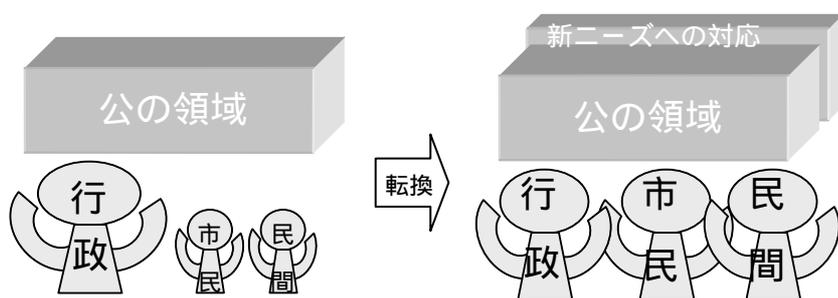
協働

市民と行政の協働を推進しなくてはなりません。

公の領域は、これまで多くは公共が担ってきました。これからは市民、地域、NPO等の団体や民間の多様な人々が支えるシステムに転換を図らなくてはなりません。

個人ができることはまず個人が行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを公共が補完していくといった「補完性の原則」により、多様な人々による役割分担が求められます。

そして、これらの役割分担によって、それぞれの長所、機能を最大限発揮し、多様な人々が公の領域を支える、協働の行政を推進していかなくてはなりません。



企画、計画、実行に至るまで、公の多くの領域を行政が担うことから、市民、地域、NPO等の団体や民間の多様な人々が行政への参画と役割分担により公の領域を担う協働の自治を推進しなければなりません。

これにより、経費の節減と更に新しい行政ニーズへの対応が可能となります。

効率

本市の厳しい財政状況にあって、業務の効率・減量化、経営の観点の導入による業務の見直しを図らなくてはなりません。

効率化、経費の節減は、行政改革において最も重要な要素の一つとなります。

一般的に行政官庁は、民間と比較すると、サービスへの市民の選択権がないことや、それによる競争原理の欠如等から、コスト意識の希薄さ、業務の自己増殖や組織の肥大化といった欠点を持ち、「サービスの実施にあたっては最小の経費で最大の効果を上げる」としながら、効率性にかかる部分があることを反省しなくてはなりません。

本市の行政運営においても、これらの観点から徹底した見直しを行い、公共性・平等性・公平性の原則に留意しつつ、特に民間の経営手法、コスト感覚に学び、徹底した効

率化、減量化、経費の節減に努めなくてはなりません。

自立

地方分権の進展や、合併や税財源移譲の論議から、自治体は自己決定、自己責任を基本とし、経済的にも政策的にも自立していかなくてはなりません。

国では、地方行財政改革について、補助金、交付税、税源移譲の三位一体の改革を推進しており、その中には、全国一律のサービス実現のための財源保障制度の見直しも含まれています。これらの動向に留意しつつ、財政基盤上自立する自治体を目指さなければなりません。

また、政策分野では、これまでの国に追従した事務執行型の体制から、自ら政策を立案実践する政策形成型の行政へ変革を図ることが重要となります。

．基本的な考え方と取組

理念及び目標に基づいて改革を実現するための基本的な考え方と取組を明らかにします。個々の改革項目について、常にこの考え方を念頭におき、計画策定、実行することとします。

一つの基本的な考え方と三つの基本的取組を掲げます。

改善から
革新・一新へ

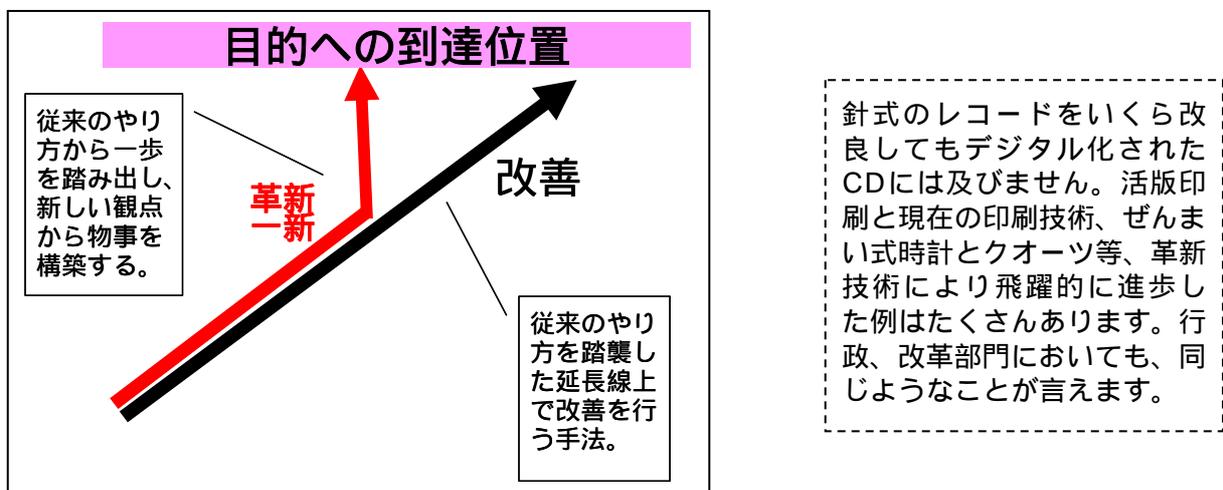
ガラス張り市政
ニュー・パブリック・マネジメントの導入
(新しい公共の経営理論)
シティズンズチャーター
(市民と行政の約束制度)

改善から革新・一新へ

今、社会全体の理論的枠組みの変動、価値観の移行等、あらゆる分野で規範の変化が生じています。

地方行政においても、分権の進展、協働の行政、ニュー・パブリック・マネジメントの普及、ITの進展等、取り巻く環境が大きく変革しています。改革を進めるには従来の既成概念から脱する必要があります。

改革は、従来の手法の延長線上で改善・改革を試みることから、勇気を持って一步を踏み出し、新しい考え方、概念へ方向を転換する「革新」「一新」の考え方で進めなくてはなりません。



市役所から革新・一新

この「革新・一新」により、従来の手法から一步を踏み出し、行政の仕組み、規範そのものの転換による効率化と、サービスの向上を目指さなくてはなりません。

経済成長と人口増による税収が潤沢な時代、当市は、都市化と多様化する市民ニーズに対応するため、都市基盤整備をはじめ福祉、医療、産業、教育と幅広く事業を推進してきました。これらに対応するため、職員ひとり一人が一生懸命業務に取り組む一方で、確実に増えつづける財源を背景に行政の肥大化が進んでいきました。そのような状況の中、「立ち止まる」「振り返る」、言い換えれば「改革を行う」風土が、職員の中で育ちにくかったのではないかと反省しなければなりません。

限られた財源で行政運営を求められるこれからの時代、民間の手法に学び、行政にニュー・パブリック・マネジメント理論等の導入を図り、大事業であっても、たとえ日常の些細な事務であっても、常に従来の手法から一步を踏み出し、今こそ大胆に革新・一新していかななくてはなりません。そのためには、まず職員ひとり一人が、市役所が、変わらなくてはなりません。

市民から革新・一新

当市では、地域住民がまちづくりや、さまざまな課題の解決のために、自発的に活動し、公共サービスの一翼を担う動きが活発となっています。各地区に結成された「まちづくり協議会」の活動や、地域の保護者による学童保育の取組、高齢者への配食サービスグループの活動などです。これらの芽生えは、協働の行政の一つと捉えることができます。

限られた財源での行政運営が求められるこれからは、これまでの公共サービスのあり方のままでは、もはや財政的に立ち行かなくなることを十分認識し、従来の行政手法の延長線上から、一步を踏み出し、新しい考え方、概念へ方向を転換しなければなりません。

市民が行政への積極的な関与や役割分担を行う、協働の行政の実現など、市民からも「革新・一新」を行わなくてはなりません。

ガラス張り市政

情報の共有・公開を進め、分かりやすい説明を行い、説明責任を果たします。

分権、厳しい財政、行政規範の変化等に対応する、根幹的な改革を進めるために、情報公開や開示を徹底するガラス張り市政の実現を図ります。

どのような改革が行われるか、どのような事業が行われるか、計画、実施、結果のすべての段階で、市民と情報共有を行うことにより、より開かれた行政運営が図れ、公平、公正で透明性のある、分かりやすい行政を実現することができます。これらにより市民参画による行政運営の機会を提供し、市民と行政とのパートナーシップを図らなくてはなりません。

市政をガラス張りにすることは、市政一新の揺るぎない基盤を形づくることとなります。

ニュー・パブリック・マネジメントの導入

行政運営に民間企業の経営手法を可能な限り導入し、成果志向、顧客志向、競争原理、分権化等により、経費の節減や効率的な行政運営を目指します。

ニュー・パブリック・マネジメントの考え方は、民間における経営手法を公共部門に応用しようとするもので、かつて英国やニュージーランドなどの先進国を中心に行政実務の現場を通じて形成され、わが国においても行政改革の理論として主流となりつつあります。

本市も、「革新」「一新」の観点から、この方法を積極的に取り入れ、行政システムの転換を図る改革を実施していきます。

成果志向

行政では、法令や規則に従って、予算の編成・執行を重視した計画（Plan）実行（Do）がなされ、その評価には重きがおかれてないのに対し、民間では、成果、業績が最重要視されます。

本市行政にも、これらの考え方を導入し、成果を重要視する、つまり評価（See）の観点を加え、行政評価システム等の構築を図り、計画・実行・評価のマネジメントサイクルを構築いたします。

顧客志向

市民を顧客ととらえ、サービスの受け手の側に立った行政を目指し、市民の満足度を重視する行政への転換を図ります。

このような観点からは、情報公開、説明責任が不可欠であり、なお、市民のニーズを効率的かつ客観的に捉える制度も構築していかなくてはなりません。

市場メカニズムの活用

行政にも、民間市場の仕組みを導入します。

民間のコスト意識の厳しさに学び、民間の手法を応用する民営化や民間委託、また P F I 手法の導入等により、競争原理を通しての費用削減、効率化を図ります。

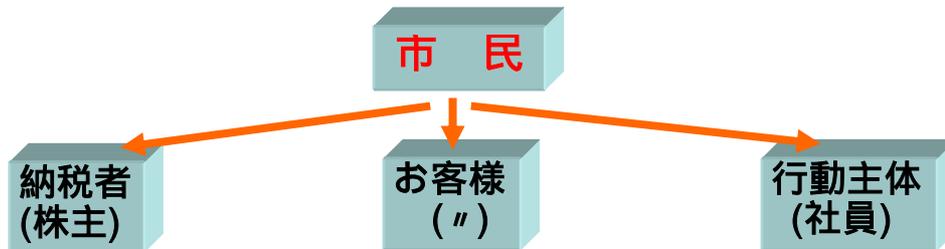
権限委譲・分権化

行政の従来システムは中央集権的で上意下達の明確なピラミッド組織であり、かつ個々には単一の縦割りのシステムであったため、全体としての理念や戦略的な経営管理が欠如していました。

これからは、市民などのニーズに的確かつ迅速に対応する必要があり、可能な限り裁量権を市民に近い部局に下ろす必要があります。このため組織の権限委譲と分権化を進め、権限と責任の明確化と意思決定のスピード化を図ります。

* 顧客主義での市民

ニュー・パブリック・マネジメントでは、市民を「顧客」として公的サービスを享受する立場として位置付けていますが、これだけでは現実を描ききれません。市役所から見ると市民はサービスを受ける「お客様」であり、同時に「納税者」でありまちづくりの「行動主体」でもあることを認識する必要があります。



市は納税者である市民のものであり、企業にたとえば、株主の立場を持つ。

公的サービスを受けるお客様としての立場を持つ。

市の行政は市民が自ら考え行動する協働の行政が求められる。企業にたとえば市民も行動主体...社員としての立場も持つ。

シティズンズチャーター - 市民と行政の約束制度 -

分かりやすい説明、ガラス張り市政により施策を明らかにし、ニュー・パブリック・マネジメントにより、行政への民間の経営手法の導入を図り、市民との協働による行政の推進を目指しながら、これらをより確実なものとするため、行政が市民に対し、市民が行政に対し約束をするシティズンズチャーター制度（市民と行政の約束制度）を創設します。

シティズンズ（市民）チャーター（憲章）は、わが国では「市民憲章」と訳されているもので、90年代当初に英国が導入し、政府が提供するサービスの水準や質を、具体的に数値目標等で示し、国民に約束する制度です。同国の自治体にも広がり、教育・健康など様々な公共サービスに及び、このような憲章が1万以上もつくられています。

民間の経営手法、コスト感覚に学び、行政の徹底した効率化、減量化、経費の節減を進める場合、特に公共性・平等性・公平性の原則に留意しなければなりません。本市も改革を進めるに当たって、様々なサービスの転換、行政のシステムの転換が、市民サービスの低下を招かないよう、この制度に習い、サービス水準を担保する意味から、行政が市民に対し、市民が行政に対し約束する、「市民と行政の約束制度」として構築していくこととします。

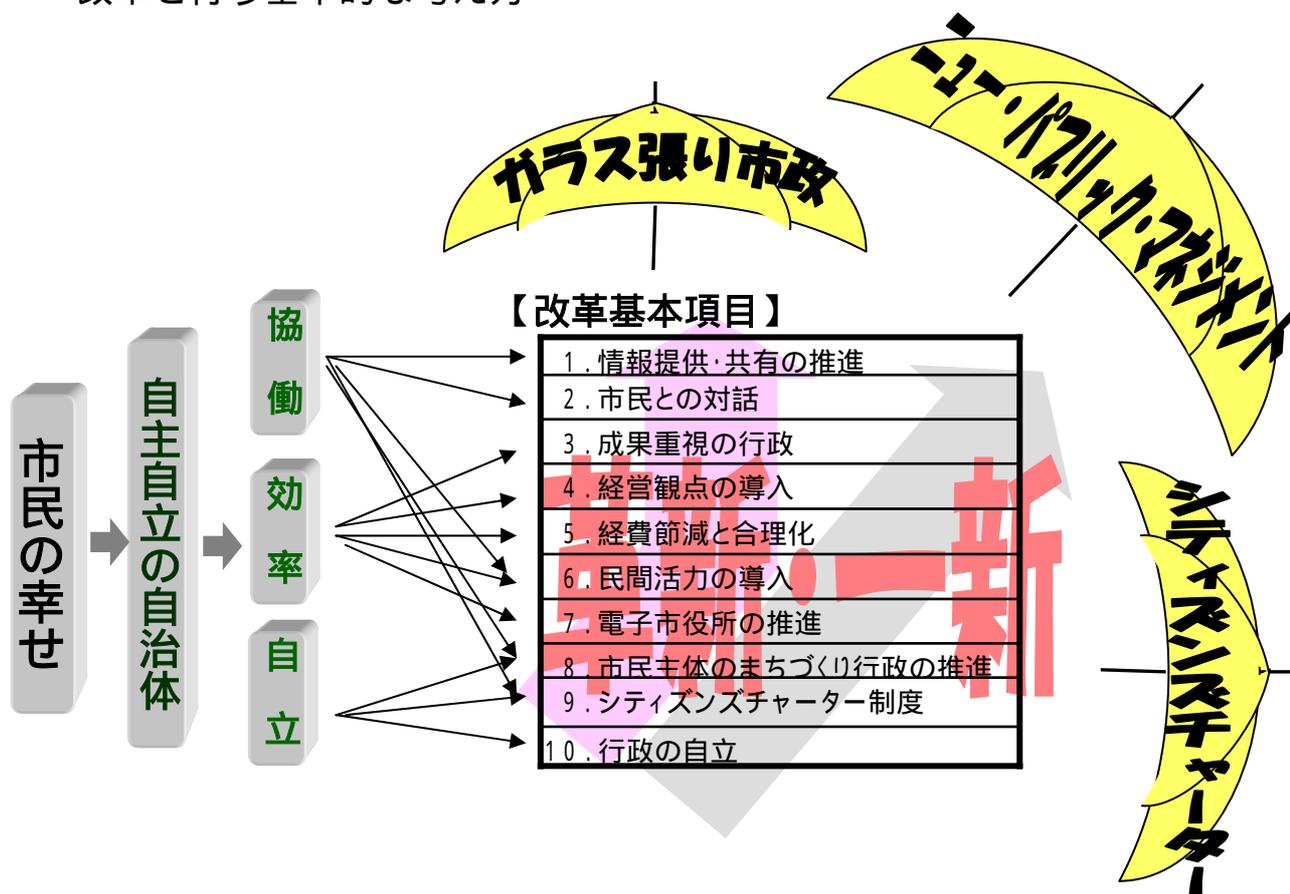
「理念及び目標」と「基本的な考え方と取組」について

【理念及び目標】

改革を行う基本的な考え方

【基本的な考え方と取組】

大きな傘で各改革項目すべてに適用していく。



理念及び目標は、何のために改革を行うかを見失うことがないように明らかにするものであり、基本的な考え方と取組は、改革すべてに関わる考え方を示し、傘のように大きく包みこむものです。

「革新・一新」は、改革を行う上ですべての基本となる考え方であり、これから導き出される三つの基本的取組は、すべての改革項目にわたって適用するもので、たとえばある改革を行うときには、その改革の内容すべてを市民に公表し理解を得（ガラス張り）、改革の方法は新しい効率的な方法を採用し（ニュー・パブリック・マネジメント）、改革の結果、サービスの低下を招かないよう、目標数値等を市民に約束し（市民と行政の約束制度 シティズンズチャーター）担保します。

．改革内容

理念及び目標と基本手法に基づき、これから取り組む、改革項目及び改革目標期間を明らかにします。

1．改革項目

これから各所属において取り組む、改革の具体的項目について体系的に整理し明らかにします。

(1) 改革基本項目

以下の10の改革基本項目に体系的に整理をします。

1．情報提供・共有の推進
2．市民との対話
3．成果重視の行政
4．経営観点の導入
5．経費節減と合理化
6．民間活力の導入
7．電子市役所の推進
8．市民主体のまちづくり行政の推進
9．シティズンズチャーター制度
10．行政の自立

(2) 具体的改革項目

改革基本項目により、次の通り具体的な改革項目を定め、改革方針、目標年度、担当所管室、目標を体系的に明らかにします。

(3) 改革項目実施計画表

個々の項目について、具体的な改革を進めるための

- ・現状と問題
- ・改革の具体的内容
- ・年度別計画
- ・目標（数値等）

を明らかにする、改革項目実施計画表を作成します。

実施計画表は、平成15年6月までに策定します。

市政一新プログラム 改革項目一覧表(平成17年6月一部見直し)

* 所管室等欄中下線は改革を主に担当する所管
太字は見直し部分を示す。

改革基本項目		1. 情報提供・共有の推進		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
広報機能の強化	市政一新の基本となるガラス張り市政の推進のため、広報機能の強化をする。そのため、広報紙、インターネット、行政チャンネル等の活用を積極的に行う。	16年 3月	広報 対話室	行政チャ ネル立ち 上げ
行政ポータル サイトの構築 (電子行政総合 窓口の構築)	市民への情報共有を推進するため、ホームペ ージを更に充実し、行政ポータルサイト(電 子行政総合窓口)を構築する。 ・各室ホームページの作成 ・各種計画書、白書等の掲載 ・申請書ダウンロード ・施設予約システム整備 ・情報の鮮度の確保のため、掲載のスピー ド化と更新の充実を図る。	16年 3月	広報 対話室 情報 政策室	・全室ホーム ページ作成 ・申請書ダウ ンロード実 施 ・施設予約
附属機関等 会議の公開	審議会等の会議の公開を推進し、会議結果の 要旨・資料等を積極的に市民に情報提供す ることにより、より一層の会議の公正化、活 性化を行う。 公開については、ホームページ等を活用し、 スピード化した対応ができる体制を構築す る。	15年 10月	市民情報 相談 センター	会議要旨、資 料のホーム ページ等へ の公開
情報公開・ 開示の充実	ガラス張り市政の実現に向け、情報公開制度 の一層の充実を図る。積極的な情報開示、市 民から見て分かりやすい体制の整備を行うた め、開示センターの庁舎1階への移転、ホ ムページの有効活用、インターネットを利用 した情報公開請求等を行う。	15年 4月	市民情報 相談 センター	公開体制の 整備
個人情報保護 の推進	条例の制定により、個人情報保護制度を確立 していく。また、高度にネットワーク化した 情報システムのセキュリティーを確保するた め、全庁的な情報セキュリティーポリシーの 策定を行う。	15年 8月	情報 政策室 市民情報 相談 センター	セキュリテ ィーポリシ ーの構築

改革基本項目		2. 市民との対話		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
パブリック コメント制度 の充実	市民生活に影響を与える制度の導入や計画の 策定に際し、広報やホームページを通じて素 案を公表し、市民の意見を、制度や計画の策 定に反映させるこの制度を更に充実させる。	16年 3月	広報 対話室	制度への登 載件数意見 の増
市民意向・満 足度調査体制 の構築	行政にもマーケティング手法を導入し、市民 の意向や生活満足度をアンケートや調査によ り、行政に反映するシステムを、所管ごとや 全庁的規模で構築する。	18年 3月	広報 対話室	アンケート 制度の構築
市民電子会議 室の設置	インターネットを通じて市民が自由に行政の 課題について論議する市民電子会議室を設 置する。	(保留)	広報 対話室 情報 政策室	電子会議室 設置

改革基本項目		3．成果重視の行政		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
行政評価制度創設	市民本位の効率的で質の高い行政、市民の視点に立った成果重視の行政を実現するため、行政活動の成果や効率性を数値化して評価する「行政評価制度」を導入する。計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Action）のサイクルを行政活動に組み入れ、行政の意思決定から評価・改善に至る過程を明確にする。施策・事業単位で内部評価及び市民評価、結果を公表する体制等を整え、行政への市民の参加と透明性の確保を行う。	15年 10月	行政改革 評価室 総合 企画室	評価制度 構築
目標管理制度の導入	日常の事務、業務について、達成目標、期日等を明らかにし、業務実績、意欲の向上等を図るため、目標管理制度を導入する。効率的に業務を遂行し、限られた人材の有効活用を図る。	18年 3月	行政改革 評価室 総合 企画室	制度の構築
監査制度の充実 （外部監査）	ガラス張り市政の推進と、市政に対する信頼を更に向上させるため、現行の監査委員とは別に、市民の中から有識者を募り、外部監査制度に適合する新たな監査の仕組みを設けることにより、より監査機能を強化する。	18年 3月	庶務 法制室	制度の導入

改革基本項目		4．経営観点の導入		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
組織機構改革	新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズに対応するため、簡素、効率かつ機動的な組織づくりを基本とした組織のフラット化（平面化）、フレキシブル化（柔軟化）、フロント化（前面化）を実施する。意思決定の迅速化、責任の明確化を図り、柔軟な組織運営と市民側を向いた組織構築を行う。	15年 4月	行政改革 評価室	組織機構 改革実施
人事制度改革	18年度からの国の人事給与制度改革に合わせて職員的能力が一層発揮できるよう、成果主義・能力主義に基づく人事制度を確立する。能力本位・適材適所の任用、人事考課制度の整備を行う。制度の構築にあたっては、目標管理制度との連携を図る。	18年 3月	人事 給与室	人事考課 制度構築
職員給与制度の見直し	職員給与制度について、人事院勧告制度を尊重しながら、引き続き、給与水準や諸手当等の見直しを行うとともに、能力・実績をより重視した給与体系への転換を検討する。	19年 3月	人事 給与室	職責給・業績 給からなる 給与制度 構築
職員定数の適正化	職員配置の徹底した見直しを進め、新たな行政課題に対応した簡素で効率的な執行体制の整備に努め、定員適正化計画を作成して計画的な定員の削減を行う。今後4年間で4%削減する。臨時・非常勤職員についても適正配置及び人員削減を行う。	19年 3月	人事 給与室	職員数 4%削減

時差出勤制の導入	より柔軟な市民対応とサービスの向上、業務の効率化のため、必要な部署について時差出勤制の導入をする。 この一環として、窓口サービスの向上...受付時間の延長等を行う。	15年 10月	人事 給与室 市民 政策室	窓口サービス時間延長 実施
予算制度改革	バランスシート、コスト計算書等を導入するとともに、評価制度と連携する予算制度、また一次要求（枠配分）、二次要求（評価と連動）の制度構築等、総合的な予算編成制度の転換を図る。	15年 10月	財政室 行政改革 評価室	予算制度 構築
使用料・手数料等負担の見直し	使用料、手数料及び負担金等について、受益と負担、事務事業の性格、市民のニーズ等を考慮しながら、見直しを行う。	17年 10月	財政室	使用料・手数料、減免規定等の見直し
公共料金支払い方法の見直し	コンビニエンスストアでの公共料金の取扱いなど、新たな窓口や方法を検討し、サービスの向上を図る。	16年 3月	出納室 関係室	制度の構築
公共施設の有効活用	既存公共施設の効率的、効果的な運営を図るため、施設の利用状況、他の施設との統合・共用の可能性、施設の存続の適否等について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、公共施設の有効活用を進める。	18年 3月	行政改革 評価 室 関係室	有効活用 の実現
未利用市有地の有効活用（売却・貸付）	将来において行政目的を持つ見込みのない未利用地等の公有財産について、売却、貸付等を含めた適正管理と有効利用を実現する。	15年 10月	管財室 関係室	貸付・売却 の実施
市税等徴収率の向上	限られた財源のもと、地方分権時代にふさわしい市民サービスを提供するため、可能な限りの手段、対策を講じ、市民の理解・協力を得て市税等の収納率の向上を図り、歳入の確保を図る。	17年 3月	収納室	収納率の 向上
自主税財源拡充等の検討	分権型社会における自主財源の確保のため、目的税の導入や税率の見直しを検討する。また、さまざまな角度から財源の確保を検討する。	18年 3月	市民 政策室 収納室	目的税の 導入
外郭団体見直し	出資法人等外郭団体の経営状況を検証し、委託業務等の適正化を図る。	18年 3月	行政改革 評価室 関係室	経営改善 方針策定 ・実施
病院の経営改善	医療サービスの向上、運営の効率化、収入の確保、費用の節減を基本とし、長期的展望に立った市立病院経営健全化に向けた改革を実施する。 公共性と経済性のバランスに留意し、明確な数値目標を立て、経営健全化計画を策定し、改革を実施する。 改革の実施には、外部の専門家、市民の参加を得て行う。	19年 3月	市立病院	損失金の 縮小
看護専門学校の経営改善	民間委託、民営化等も視野に入れた抜本的な改革方針を確定した上で、将来のあり方について、地域医療への寄与という観点を踏まえつつ、経費節減、卒業生の地元への確保等の具体的目標を持った改革を進める。	16年 3月	市立病院 看護専門 学校	経営改革 方針の策定

応急診療所の改革	応急診療所について、市民サービスの向上、効率性の観点から市立病院との併設を目標に改革を進める。	(保留)	地域医療室	改革方針の確定
----------	---	------	-------	---------

改革基本項目		5. 経費節減と合理化		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
行政手続きの簡素化	諸行政手続きについて、標準処理期間の短縮化、簡素化、利便性の高い方法の採用等による見直しを行い、市民サービスの向上を図る。	16年 3月	庶務 法制室	諸行政手続きの見直し
消耗品の削減及び一元管理	経費節減の観点から消耗品の削減を行う。職員の意識改革、単価契約の拡充、物品購入のルール化等を行う。今後の支出負担行為の電子決裁化にあわせ、消耗品管理の一元化を進める。	16年 3月	出納室	物品購入のルール化 拡充
作業服の見直し	作業服、保育士服、用務員・給食調理員の作業服の定期的支給から劣化による支給への見直し等を進め、需用費の削減を図る。	15年 4月	研修 相談室	見直し実施
光熱水費の削減	市庁舎及び公共施設の冷暖房や照明等における省エネの徹底など、環境ISOの取組と併せ、光熱水費の節減を進める。	16年 3月	管財室	10%削減
公用車の一元管理・削減	公用車の管理一元化により、効率的な運用を行い、総台数の削減を図る。	16年 3月	管財室	10台削減 全体20% 20台削減
業務委託の見直し	すべての業務委託について管理仕様や発注方法の見直しを行い、徹底したコストの削減を行う。	16年 3月	契約 検査室 関係室	業務委託 見直し実施
公共工事コストの縮減	計画・設計段階での見直し、入札等工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減、工事実施段階での合理化等、総合的観点からコスト縮減を実現する。	16年 3月	建設 政策室 関係室	コスト縮減 対策を策 定・実施
施設管理コスト見直し	管理仕様、発注方法の見直しを行い、徹底したコストの削減を行う。	16年 3月 (一部 15年 4月)	契約 検査室 関係室	コスト削減 実施
入札契約制度の見直し	入札契約事務手続の簡素化及び効率化を図るとともに、制度の公平・公正性を高め、それによる発注者、受注者の双方にメリットのある、電子入札等の入札契約の方式を構築する。また、制度の透明性を高めるため、ホームページ等を活用した情報公開を推進する。	16年 3月	契約 検査室 関係室	新入札制度 の構築

補助・交付金の見直し	補助・交付金について、公益性や事業効果の観点から、対象事業や対象項目の見直しを行う。 特に個々の事務事業を削減するのではなく、特定の政策意図をもった事務事業に再編成し、地域予算制度等市民管理への移行を目指し、実効性ある市民参加を生み出す。	15年 4月	企画財政政策室 財政室	補助・交付金の見直し実施
小学校の統廃合	適正な学級数や児童数の減少を考慮しながら、統廃合を含む校区の再編成を長期的見地から検討する。 小規模複式校については、当面は児童数の確保を目的に「小規模特認校制度」を実施し、平成16年度に当該制度の効果を検証する。	19年 3月	教委 学務管理室 学校教育室	統廃合の検討
幼稚園改革	幼稚園の定員割れと保育所の入所希望増の現状から、公立幼稚園2園と公立保育所の施設共同化（1か所保育所化の検討を含む）等による改革を実現する。これにより、多様な教育と保育ニーズに応え、幼稚園運営の改革を図る。	16年 3月	教委 学務管理室 子育て支援室	幼保施設共同化の実現
附属機関の見直し	行政事務遂行上必要な調査、審査、調停等を行う審議会、協議会などの附属機関について、法令により設置を義務づけられた機関を除き、設置の必要性、委員構成や選出方法の見直しなどを進めるとともに、市民の意見反映の推進を図る。	17年 9月	行政改革 評価室 関係室	附属機関の見直し

改革基本項目	6. 民間活力の導入			
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
保育所の民営化推進及び統廃合の検討	保育所の民営化を年次的な計画で積極的に進める。 公民の役割分担を明確にした上で、民間部門が参入しやすい条件整備として規制緩和を進め、保育サービス水準の設定とその執行の監視を行う。公民の役割分担を検討し、存続させる保育所及び不採算地域における保育所については、保護者及び地域住民のニーズを踏まえて、統廃合の検討を速やかに行う。	16年 3月	子育て支援室	1園 民営化 実施
こども支援センターの管理運営への住民参加	こども支援センターの管理運営について、住民やNPOの参加を求め、センター活動の活性化と効率化を図る。	16年 3月	子育て支援室	管理委託の 実施
介護老人保健施設の民営化推進	サービス水準を維持しながら、赤字経営体質の改善を図るため、民間の経営例等を参考に改革を進め、赤字脱却の目標年度を16年度と定める。また、民営化についても早期実現を検討する。	17年 3月	介護老人 保健施設	経営の改革 と民営化方 針の策定

保育所給食業務の民間委託推進	保育所の給食業務について年次的な計画で、民間委託を推進する。 保育所の民営化と一体的に進めることを基本とし、状況に応じ、給食のみの委託化も推進する。	16年 3月	子育て支援室	1園民営化 (保育所の民営化に吸収) 民間委託方針策定
小学校給食業務の民間委託推進	小学校の給食業務について年次的な計画で、民間委託を推進する。	16年 8月	教委学務管理室	1校民間委託実施
ごみ収集業務の民間委託推進	業務の効率化、低コスト化の実現を目指し、住民サービスの品質を保ちつつ、経費を削減するため、ごみ収集業務の民間委託化を可能なところから年次的に推進する。	19年 3月	環境衛生組合	年次的な委託化
体育施設管理の民間委託推進	効率化の観点と、公共性・公益性の確保に留意しつつ、体育・文化施設管理の民間委託化を推進する。 効率性、公共性、公益性のあるNPO法人地域型総合スポーツクラブの設立によって、体育施設の管理やスポーツ教室、大会等の企画運営を、住民参加型の行政の一環として委託して実施していく。	17年 3月	スポーツ振興室	民間管理委託実施
文化・社会教育施設管理運営の民間委託推進	効率化の観点と、公共性・公益性の確保に留意しつつ、文化施設管理の民間委託化を推進する。 委託は、藤堂家邸・夏見廃寺については、ボランティア等への取り組みを進め、青少年センターは、施設の管理面を財団が市が直営的に行い、事業運営面をボランティア・NPO等に委託する方式を検討する。 このため、ボランティア、NPOの立ち上げから段階的に進めていく。 サービスの効率性を高めるとともに、住民のニーズに応えたサービスの拡充を図るため、図書館の運営業務をNPO・ボランティア等に委託する方式を検討する。	18年 3月	文化振興室 図書館	民間管理委託実施
一般事務の民間委託推進	事務の効率化等の観点から、業務の見直しを行い、可能な一般事務の民間委託化を推進する。特に、受付業務、支出負担事務等定型的業務の民間委託を推進する。	18年 3月	行政改革評価室 関係室	事務委託の実施
PFIの導入	民間の資金やノウハウを使って、社会資本の整備等を行うPFI等の事業手法の導入を検討する。	(保留)	総合企画室 関係室	PFI導入要領の策定

改革基本項目		7. 電子市役所の推進		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
ITを活用した業務革新	行政の効率化・迅速化・質的向上を、IT化とともに行政全般の制度改革と組織改革に取り組むことで大幅に変えることを目指す。このため、総合行政ネットワークへの接続や現在個々に稼働している「文書管理システム」や「財務会計システム」をはじめとした内部行政システムを連携・統合するとともに、電子決裁システムを導入する。	19年 3月	情報 政策室	庁内事務の ネット ワーク化
庁内ナレッジシステムの導入	庁内における情報の徹底したオープン化と共有化を図り、迅速な意思決定と効果的・効率的な行政執行を促進するため、庁内イントラネットを活用し、ナレッジシステムの構築を目指す。	16年 3月	情報 政策室	ナレッジシ ステムの 構築
ワンストップ・ノンストップサービスの実施	市民が求めるサービスを的確・適切に提供するため、市民ニーズの的確な把握に努め、市民が1ヶ所の窓口で複数の届出・申請手続きを済ませることができる「身近で便利な総合窓口」を開設する。さらに、「進んだ総合窓口」として市内の数ヶ所に行政情報端末を設置するとともに、「選べる総合窓口」としてインターネット等によるノンストップ窓口サービスを実現する。	19年 3月	市民 政策室 行政改革 評価室 情報 政策室	ワンストッ プ・ノンスト ップサービ スの実施
ホームオフィス制度導入	ITの進展にあわせ、職員が自宅で事務処理が可能なホームオフィス制度を検討する。	(保留)	情報 政策室	制度検討

改革基本項目		8. 市民主体のまちづくり行政の推進		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
地域予算制度の導入	地域の個性を生かした住民による自立的、主体的な地域づくりを推進し、地域の活性化を図るため、地域予算制度を創設する。各地域に一定の金額を交付し、住民の知恵やアイデアによる施策や事業に充てることとし、事業の限定や補助率は設けない制度とする。	15年 4月	まちづくり支援室 財政室 関係室	15年4月 実施
地区公民館の地域運営	公民館を生涯学習及び地域予算制度の活用等、住民活動の拠点として活性化を図るため、運営管理を地域住民に委託する。公民館を地域の愛着のある、使いやすい地域活動の拠点に発展させる。	16年 3月	中央公民館 生涯学習・ 青少年室 まちづくり 支援室	公民館の地 元管理委託 実施
市民活動支援体制の構築	NPO諸団体や体育・文化諸団体の市民活動を支援し、促進するため、市民活動に必要な情報の収集や提供を行うなど、市民活動を支援する体制の整備を図る。 ・市民主体で、企業、行政の連携協働運営による、市民活動支援センターを立ち上げる。 ・文化・体育団体への補助については既存の市民活動関連補助金の整理、統合を図り、市民活動を立ち上げ、発展させるための事業支援制度を新たに創設する。	16年 3月	市民活動 推進室	市民活動支 援センター の立ち上げ

改革基本項目		9. シティズンズチャーター制度		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
市民と行政の約束制度創設(シティズンズチャーター)	市民にさまざまな公共サービスを提供するに当たり、それを市民と行政の約束制度という、具体的数値を掲げる明確な約束として掲げ、QC活動等経営品質向上の取り組みや市民意向・満足度調査とも連携しながら、その達成度も情報として公開し、サービスの確保と質の向上を図る。	15年 10月	行政改革 評価室	全庁共通項 目の制度化

改革基本項目		10. 行政の自立		
項 目	改革方針	目標年度	所管室等	目 標
職員の意識改革	厳しい財政状況の中、民間の経営手法やコスト感覚を身に付け、公の公共性、平等性、公平性に留意し、市民の幸せを実現していくための職員の意識改革を強力に推進する。一案一新運動などを通じ、自らの能力や意識を高め、主体的な創意工夫を引き出すことができる制度を構築する。	15年 4月	行政改革 評価室	一案一新運動の定期的実施
人材の育成	地方分権時代を担う、市民感覚・人権感覚・経営感覚にあふれ意欲をもって職務に取り組む職員の育成に向けて、研修の充実に努めるとともに、研修をより効率的、効果的なものとするために人材育成計画を策定する。また、民間との人事交流についても検討を進める。	15年 10月	研修 相談室	人材育成計画の策定
自治基本条例の制定	地方分権の流れの中で、自主・自立の自治体運営を目指し、地域の実情に即した独自のまちづくりを推進するため、自治体運営の基本理念や、その仕組みなどを位置づけるため、自治基本条例を制定する。	17年 6月	庶務 法制室 総合 企画室	自治基本 条例制定

2. 改革目標期間

改革目標期間を下記のとおり定め、改革を実施します。

- (1) 中期期間 : 2年 (平成15年度・16年度)
スピードを持って推進するため、ほとんどの改革を2年で実施いたします。
- (2) 長期期間 : 4年 (平成15年度～18年度)
検討、調整に期間を要するものは、じっくりと取り組んでいきます。

．推進体制

市政一新プログラムの考え方に基づき、改革を強力に押し進めるため、改革の内部での進行管理、市民の声の反映や評価を受けるため、引き続き以下の体制を続けます。

また、これらにより、年次的に実行していくプログラムは、毎年評価をし、必要なところは見直しをしていくこととします。

1 .改革推進体制

(1) 市民と共に改革を推進する体制

市民の声を改革に反映し、市民と共に改革を推進する体制を構築します。

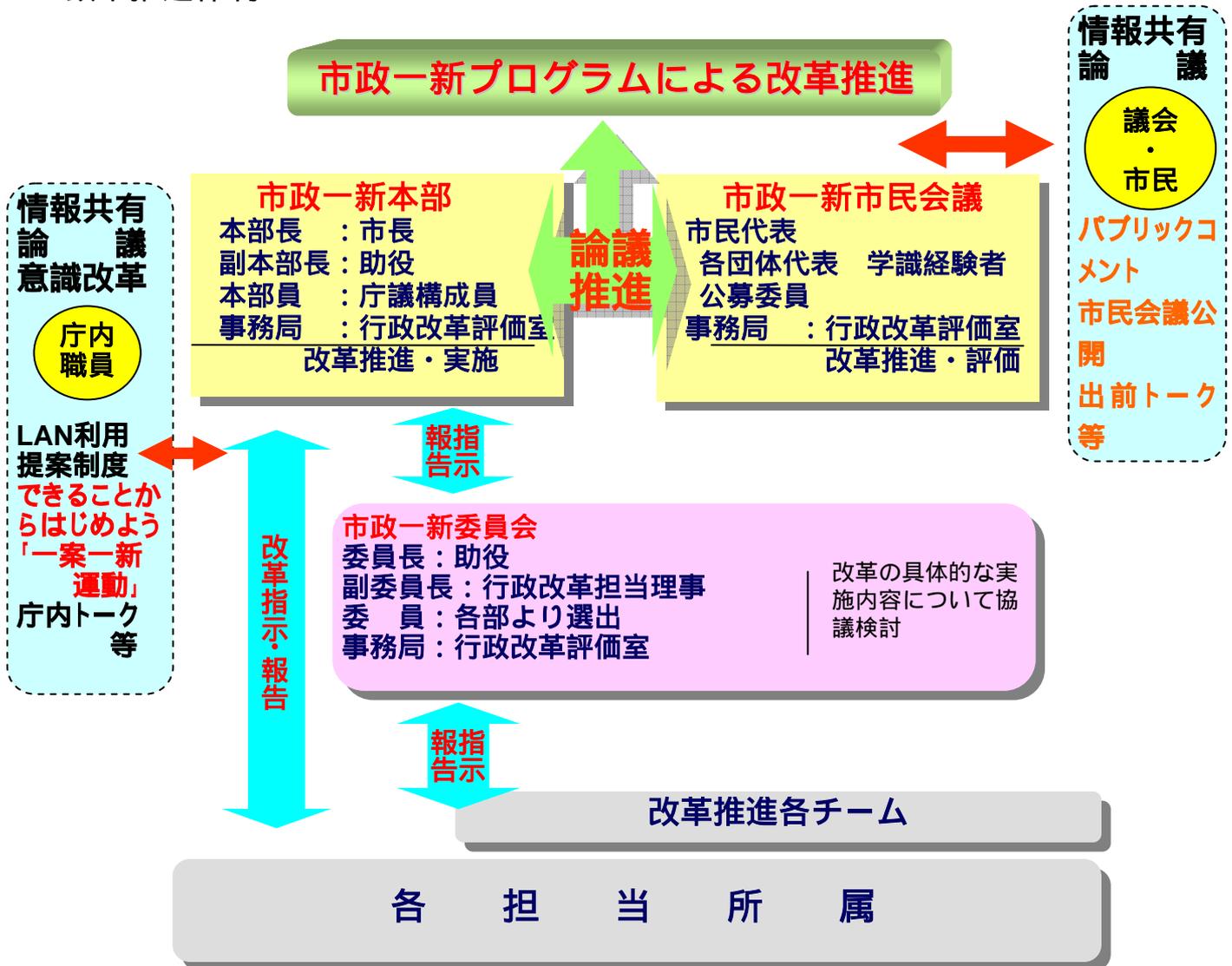
- ・ 市政一新市民会議を引き続き設置
改革の進行の評価や監視を行います。
- ・ パブリックコメント制度等
改革の進行を広く公開し、市民の声を改革に反映します。

(2) 庁内での改革進行管理体制

改革を強力に推進するため、庁内の体制を構築します。

- ・ 市長を本部長とする名張市行財政経営一新本部（通称名：市政一新本部）及び助役を委員長とする市政一新委員会等を引き続き設置します。
- ・ 職員から広く意見を求め改革に反映する
できることからはじめよう「一案一新運動」を引き続き実施します。

改革推進体制



2. 改革の評価と見直し

具体的な改革にあたっては、実施計画に基づき年次的に実行していくこととします。

改革の推進状況は、広く市民に公開し、市政一新市民会議、市政一新本部等で改革推進、評価を行い、必要なところは見直しを行います。

計画と実績との調整や、時代変化に対する新しい課題等に対応するため、実施計画は毎年度ローリングすることとし、必要に応じ改革項目の追加等の見直しを行い、改革を進めることとします。

参考資料

・プログラム策定経緯

年月日	内 容
14.7.30	第1回市政一新本部 <ul style="list-style-type: none"> ・一新本部の設置、改革推進体制、日程について ・改革推進の理念及び目標の骨子について ・即時実行項目について
8.2	第1回市政一新委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・一新本部の設置、改革推進体制、日程について ・改革推進の理念及び目標の骨子について ・即時実行項目について
8.5	一案一新運動(8.5~8.20) 職員の一人一提案で、行政を変革・一新する一案一新運動実施
8.20	第2回市政一新委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討計画について(日程等) ・即時実行項目の検討体制について ・改革項目の体系について ・一案一新運動について
9.3	第3回市政一新委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政一新プログラム(指針)」について ・一案一新運動の結果について
9.5	第2回市政一新本部 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政一新プログラム(指針)」について ・一案一新運動の結果について
9.12	市議会重要施策調査特別委員会・行財政改革調査特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政一新プログラム(指針)」及び市財政状況説明
9.17	第3回市政一新本部 <ul style="list-style-type: none"> ・名張市の財政状況に関する宣言について ・財政健全化緊急対策(案)について
9.17	第1回市政一新市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政一新プログラム(指針)」について ・今後の検討計画及び日程について ・市財政状況について
9.18	財政非常事態宣言、財政健全化緊急対策発表
9.18	第4回市政一新委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・名張市の財政状況に関する宣言について ・財政健全化緊急対策について
9.20	財政非常事態宣言、財政健全化緊急対策を市議会へ報告

- 10.3 第5回市政一新委員会
 ・名張市財政健全化緊急対策に係る緊急取組事項の具体的内容について（協議）
 ・平成15年度予算編制方針について
 ・一案一新運動個人提案の最終評価結果及び採用等について
 個人提案747件
- 10.9 第4回市政一新本部
 ・名張市財政健全化緊急対策について（数値目標について）
- 10.16 第6回市政一新委員会
 ・市政一新プログラムの検討について
 ・個別検討チーム立ち上げについて
 ・財政健全化緊急対策数値目標についての第4回市政一新本部の報告及び検討について
- 10.22 第7回市政一新委員会
 ・「一案一新運動」個人提案の取りまとめについて
 個人提案747件 類似提案整理後約300件
 即時実行41件 プログラム吸収92件 その他約170件
- 10.26 第2回市政一新市民会議
 ・市政一新プログラムの検討について
 ・財政非常事態宣言に係る名張市財政健全化緊急対策について
 ・一案一新運動に係る職員の提案内容について
- 11.1 第8回市政一新委員会
 ・財政健全化緊急対策について ・組織・機構改革について
 ・一案一新運動による提案の採用決定及び実践について
 ・市政一新プログラムの検討について
 ・地域予算制度について
- 11.5 パブリックコメント実施
 市政一新プログラム指針について（11月5日～12月4日）
- 11.6 第5回市政一新本部
 ・名張市財政健全化緊急対策数値目標について
 ・市政一新プログラムの検討について
 第2回市政一新市民会議検討内容報告
 ・一案一新運動即時実行項目等について ・組織・機構改革について
- 11.19 第9回市政一新委員会
 ・市政一新プログラムの検討について
 改革項目一覧表及びモデル項目の検討について
 ・組織・機構改革について
- 11.27 第10回市政一新委員会
 ・市政一新プログラムの検討について
 改革項目一覧表及びモデル項目の検討について
 ・組織・機構改革について
- 11.29 第3回市政一新市民会議

- ・ 市政一新プログラムの検討について
公・民の役割分担、公・民の新たなパートナーシップ
- ・ 組織・機構改革について
- 12.2 第6回市政一新本部
 - ・ 組織・機構改革について
 - ・ 市政一新プログラムの検討について
第3回市政一新市民会議の論議内容について
市政一新プログラム改革項目及び今後の個別実施計画の策定について
 - ・ (仮称)ゆめづくり地域予算制度の概要について
- 12.13 第11回市政一新委員会
 - ・ 組織・機構改革について
 - ・ 市政一新プログラムの検討について
改革項目の検討及び実施計画について
- 12.18 第4回市政一新市民会議
 - ・ 市政一新プログラムの検討について
改革重点項目の検討、改革項目一覧表の検討
住民の受益と負担
- 12.25 第7回市政一新本部
 - ・ 市政一新プログラムの検討について
改革項目一覧表の検討
 - ・ 一案一新運動即時実行項目の実施決定について
- 15.1.17 第12回市政一新委員会
 - ・ 市政一新プログラムの検討について (改革本文について 改革項目一覧表について)
 - ・ 組織・機構改革について
 - ・ 即時実行項目について
- 1.23 第8回市政一新本部
 - ・ 組織・機構改革について
 - ・ 市政一新プログラムについて
改革本文について 改革項目について
 - ・ 「一案一新運動」即時実行項目について
- 1.23 第5回市政一新市民会議
 - ・ 改革項目の検討について
 - ・ 市政一新プログラム本文の検討について
- 1.31 第13回市政一新委員会
 - ・ 即時実行項目にかかる協議について
- 2.3 第9回市政一新本部
 - ・ 市政一新市民会議・一新本部合同会議の検討事項について
 - ・ 一案一新運動即時実行項目について
- 2.7 第6回市政一新市民会議・第10回市政一新本部合同会議
 - ・ 市政一新プログラムの検討経緯について
 - ・ 検討課題及び問題点について
1. 検討課題及び問題点のポイント 2. 課題が集約する具体的改革項目
3. 検討継続11項目について
 - ・ プログラム本文について
- 2.14 市議会重要施策調査特別委員会
 - ・ 市政一新プログラムについて

- ・組織・機構改革について
- ・名張市財政健全化緊急対策に係る取組みについて
- 2.18 市議会行財政改革調査特別委員会
 - ・市政一新プログラム検討重点改革項目について
 - ・財政見通しについて
- 2.21 パブリックコメント実施(2月21日~3月17日)
市政一新プログラムについて
- 3.3 第11回市政一新本部
 - ・組織・機構改革について
- 3.17 第14回市政一新委員会
 - ・市政一新プログラム(最終案)について
 - ・組織・機構改革について
- 3.18 第7回市政一新市民会議
 - ・市政一新プログラム(最終案)について
- 3.19 第12回市政一新本部
 - ・組織・機構改革について
 - 組織・機構及び事務分掌について
 - 職場配置について
 - ・市政一新プログラム(最終案)について
 - パブリックコメント結果について
 - プログラム(最終案)について
- 3.20 市議会行財政改革調査特別委員会
 - ・市政一新プログラム(最終案)について
- 3.28 第8回市政一新市民会議
 - ・市政一新プログラムについて
 - ・平成15年度改革推進日程について

・名張市行政改革推進委員会設置条例

制定 昭和60年 3月27日
最新改正 平成15年 3月28日

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、名張市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、名張市の行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会長）

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、行政改革評価室において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の名張市行政改革推進委員会設置条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

・名張市行政改革推進委員会運営取扱規程

制定 平成14年 7月29日

（目的）

第1条 この規程は、名張市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年名張市条例第9号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、名張市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（通称名）

第2条 委員会の通称名は、市政一新市民会議とする。

（任務）

第3条 委員会が条例第2条の規定に基づき審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の検討、審議に関すること。
- (2) その他行政改革の推進及び評価に関すること。

（委員）

第4条 条例第3条第2項の規定に基づき委嘱する委員は、次の各号に掲げる者からとする。

- (1) 市民からの公募による者
- (2) 市内の関係団体等の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成14年7月30日から施行する。

・名張市行財政経営一新本部設置要綱

平成14年 7月29日告示
最新改正 平成17年 3月31日

(設置)

第1条 地方分権の進展、厳しい財政状況、社会規範の変化等に対処する徹底した行政改革を推進するため、名張市行財政経営一新本部（以下「市政一新本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市政一新本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の検討に関する事。
- (2) 行政改革の実施に関する事。
- (3) その他行政改革に関する事。

(構成)

第3条 市政一新本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長を、副本部長は、助役をもって充てる。
- 3 本部員は、収入役、教育長、水道事業管理者、市立病院長、総務部長兼行政改革担当理事、企画財政部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、都市環境部長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、水道部長、市立病院事務局長、消防長及び環境衛生組合事務局長をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係理事を加えることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市政一新本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 市政一新本部の会議は、本部長が招集し、事務局長が議長となる。

(市政一新委員会)

第6条 市政一新本部に市政一新委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副本部長をもって充て、副委員長は、行政改革担当理事をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員会は、市政一新本部が所掌する事項についてあらかじめ検討を行うほか、本部長が指示する事項を処理する。

(専門チーム)

第7条 本部長は、市政一新本部が所掌する事項のうち、専門の事項の検討を行うため、必要に応じ専門チームを置くことができる。

(事務局)

第8条 市政一新本部に事務局を置き、事務局長は、行政改革担当理事をもって充てる。

(庶務)

第9条 事務局及び委員会の庶務は、行政改革評価室において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市政一新本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

・ 市政一新市民会議委員名簿

代 表 区 分	氏 名	役 職
学識経験者	稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科助教授
区長会	井川 敏雄	区長会副会長
経済関係団体	尾形 雅則	名張商工会議所常議員
青年関係団体	辻本 林一郎	名張青年会議所理事長
労働関係団体	小谷 靖	連合三重名賀地域協議会議長
女性関係団体	佐藤 ヨリ子	名張市消費生活協議会会長
福祉関係団体	寺田 伊三男	名張市手をつなぐ親の会会長
教育関係団体	福田 みゆき	名張市 P T A 連合会顧問
公募委員	中 孝	
公募委員	野邊 薫	

(平成17年6月現在)

・ 市政一新本部員名簿

役 職 名	氏 名		役 職 名	氏 名
市 長	亀井 利克		議会事務局長	黒岩 良信
助 役	松本 豊明		監査委員事務局長	米岡 一男
収 入 役	森岡 繁一		教育次長	増岡 孝則
教 育 長	上島 和久		水道部長	竹内 定計
水道事業管理者	吉永 博志		市立病院事務局長	家里 英夫
市立病院長	山門 徹		消防長	福田 行男
			衛生組合事務局長	山北 政美
総務部長	山下 員啓			
企画財政部長	志村 秀郎			
市民部長	橋本 康郎		(事務局) 行政改革担当理事	山下 員啓
生活環境部長	前田 國男		" 行政改革評価室長	岩本 信博
健康福祉部長	森本 和夫		" 行政改革評価室主査	牧田 優
産業部長	島岡 進		" 行政改革評価室	福本 耕平
建設部長	西出 勉		" "	米澤 道隆
都市環境部長	堀永 猛			

(平成17年6月現在)

・ 市政一新委員会委員名簿

部	所 属	役 職	氏 名	備 考
		助 役	松本 豊明	委員長
		行政改革 担当理事	山下 員啓	副委員長
総務部	総務政策室	室 長	田畑 和明	
企画財政部	企画財政政策室	室 長	東川 元信	
市民部	市民政策室	室 長	三好 洋子	
生活環境部	生活環境政策室	室 長	田中 実	
健康福祉部	健康福祉政策室	室 長	山口 伴尚	
産業部	産業政策室	室 長	山崎 祥生	
建設部	建設政策室	室 長	杉永 光价	
都市環境部	都市環境政策室	室 長	吉永 敏彦	
教育委員会	教育政策室	室 長	清滝 勇人	
市立病院	経営室	室 長	山本 順仁	
水道部	水道政策室	室 長	山本 正	
伊賀南部消防組合	総務課	課 長	玉川 昭一	
伊賀南部環境衛生 組合	総務室	室 長	廣田 進	
行政改革評価室		室 長	岩本 信博	
	行政改革評価室	室 長	岩本 信博	事務局
	〃	主 査	牧田 優	〃
	〃		福本 耕平	〃
	〃		米澤 道隆	〃

(平成17年6月現在)

用語の解説

用語	説明
NPO	Nonprofit Organization 又は Not - for - Profit Organization の略。民間非営利組織。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設の建設・維持管理・運営を、民間の資金、経営上のノウハウや技術的能力を活用して、より効果的、効率的に行おうとする手法。
QC 活動	QC は Quality Control の略。製品やサービスの品質を維持し、不良品をなくすための管理活動。
外部監査制度	自治体が外部の専門家(弁護士や公認会計士、税理士など)と契約して財務などの監査を受ける制度。
環境 ISO	ISO は International Organization for Standardization の略。企業や官公庁などが組織として環境に配慮した事業活動を継続的に行うための基準(環境マネジメントシステム)を国際的に規格化したもの。
行政評価システム	行政が行う政策・施策や事務事業について、予算や職員をどれだけ投入し、活動をどれだけ行い、結果として市民に効果をどれだけもたらしたか、数値を利用しながら点検・評価する仕組み。
自治基本条例	市政運営に関する基本的な考え方や方向性を定める条例。
シティズンズチャーター	行政サービスの結果や仕事のできばえを約束していくこと。「行政が市民に約束」ということに加えて「市民が行政に約束」という視点も含んでいる。
小規模特認校制度	小規模学校ならではの特色ある教育を校区外の児童も受けられるように、小規模学校への転学、入学を特別に許可する制度。
人事考課制度	職員一人ひとりの能力や業績を定期的・継続的に評価する人事管理制度。
セキュリティーポリシー	組織としての情報セキュリティーの目的や考え方の原則を記述したもの。組織全体部門ごと、を守るための各システムレベルの3段階がある。個別のセキュリティー対策はすべてこのポリシーに準拠して構築されることでシステムとして機能する。
地域予算制度	行政と地域が連携しながら、地域づくりや地域の活性化をめざすために、行政が地域住民の自主的、主体的なまちづくりを財政支援する制度。
庁内イントラネット	市内部のみで利用するネットワーク。インターネットの技術を庁内の情報システムに取り入れ、情報共有や業務支援に活用するためのネットワーク。
ナレッジシステム	個人が持っている知識やノウハウ、経験、コツなどを全員で共有し、有効に活用できるようにする仕組み。
パブリックコメント制度	行政が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ原案を公表し、寄せられた意見を踏まえて最終決定をするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。
バランスシート	貸借対照表。民間企業などが財政状況を明らかにするため、決算時などに保有する土地や建物などの資産と、長期借入金などの負債及び資本の状況を総括的に表示した一覧表。

用語	説明
ポータルサイト	インターネットでウェブページを見る際に、最初に入るウェブサイト。ポータルとは入り口を意味し、そのページが各種の提供されるサービスの入り口になっている場合をいう。
ホームオフィス制度	事務所を離れネットワークを利用して自宅等で事務処理が可能な勤務制度。
マーケティング	消費者が必要とするものを最も効果的に供給するために、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。
目標管理制度	事務事業の達成目標、期日等を設定し、効率的に業務を遂行するための制度。
ワンストップ・ノンストップサービス	一ヶ所の窓口で複数の届出・申請手続きを済ませることができる総合窓口(ワンストップ・サービス)や、インターネット等による届出・申請手続き(ノンストップ・サービス)。